

夜間の貸切バスは実車400km超の場合、交替運転者が必要です

これまで

「貸切バスの交替運転者の配置の指針」

「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)で定められた2日を平均した1日当たりの運転時間の上限(9時間)に相当する乗務距離の上限は、670kmとする(ただし、高速道路における乗務距離に、一般道路(高速道路以外の道路をいう。)における乗務距離を2倍(北海道のみにおいて乗務する場合は1.7倍)に換算したものを加算。)

※指針の対象となる乗務

一般貸切旅客自動車運送事業に係る乗務であって、高速道路における走行を伴うもの。

貸切バスの交替運転者の配置基準を策定

◆高速ツアーバス等の夜間運行の配置基準◆

平成24年7月20日から実施済み

【高速ツアーバス等】

- ・**高速ツアーバス**: 高速道路を経由する2地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行として運行される貸切バス
- ・**会員制高速バス**: 会費を支払った会員向けに一定期間乗り放題等の形態で提供される、高速道路を経由する2地点間の移動サービスのために運行される貸切バス

＜概要＞

- 一運行実車距離が400kmを超える場合、交替運転者を配置する。
ただし、事業者が特別な安全措置(※)を実施し、その内容について公表している場合は、一運行実車距離が500kmを超える場合に交替運転者を配置する。
- 運転者の1日の乗務時間が10時間を超える場合、交替運転者を配置する。

(※)…特別な安全措置

- ①必須項目（全て）
 - イ) 遠隔地における第3者立ち会いによる点呼又はITを活用した点呼
 - ロ) デジタル式運行記録計による運行管理
 - ハ) 連續運転時間を概ね2時間以下とし、概ね2時間ごとに20分以上の休憩を確保
 - 二) 運行直前の休息期間が11時間以上
- ②選択項目（左記に加え以下に1つ以上該当）
 - ホ) 日本バス協会の安全性評価認定を受けている
 - ヘ) 安全運行協議会による安全措置に関する調査を実施
 - ト) 高速バス運転者の育成プログラムを有する
 - チ) ドライブ・レコーダーによる運転者指導
 - リ) 衝突被害軽減ブレーキの装着
 - ヌ) 車線逸脱警報装置の装着
 - ル) 居眠り感知できる装置の装着
 - ヲ) 24時間体制による運転者サポート

◆貸切バス(*)の夜間運行の配置基準◆

* 高速ツアーバス等以外の貸切バス

平成24年12月1日から適用

＜概要＞

- 一運行実車距離が400kmを超える場合、交替運転者を配置する。
ただし、次のイ又はロを満たす場合は、一運行実車距離が500kmを超える場合に交替運転者を配置する。
 - イ) 運転者の1日の乗務時間が10時間を超えず、特別な安全措置(※)を実施し、その内容について公表している場合
 - ロ) 運転者の休息期間及び休憩時間が以下の(i)～(iii)の条件を全て満たす場合
 - (i) 運行直前の休息期間が11時間以上
 - (ii) 連續運転時間を概ね2時間以下とし、概ね2時間ごとに20分以上の休憩を確保
 - (iii) 実車距離100kmから400kmまでの間に適切な仮眠施設(運転者が身体を伸ばして仮眠することのできる施設(車両床下の仮眠施設、リクライニングシート等の座席を含む)をいう。)で仮眠するための連続1時間以上の休憩を確保

詳細は次ページ参照

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」

〔根拠法令〕 旅客自動車運送事業運輸規則第21条第6項

一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置しておかなければならない。

上記法令の解釈及び運用を改正

○「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」(平成14年国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号)の改正箇所

第21条 過労防止等

(1)～(5) (略)

(6) 交替運転者の配置 (第6項)

① 「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、次のいずれかの場合がこれに該当する。

イ. 勤務時間等基準告示で定められた次のような条件を超えて引き続き運行する場合

(ア) 拘束時間が16時間を超える場合

(イ) 運転時間が2日を平均して1日9時間を超える場合

(ウ) 連続運転時間が4時間を超える場合

ロ. 高速ツアーバス（「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について）（平成24年10月31日付け国自安第96号、国自旅第318号、観覧産第305号）において規定する高速ツアーバス及び会員制高速バスをいう。以下同じ。）の夜間運行（最初の乗客が乗車する時刻又は最後の乗客が降車する時刻が、午前2時から午前4時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行をいう。以下同じ。）において、その一運行実車距離（利用者の乗車の有無に関わらず、利用者が乗車可能な区間として、旅行業者又は会員制高速バスの運営主体（以下「旅行業者等」という）が設定した起点から終点までの距離をいう。以下同じ。）が500kmを超える場合

ハ. 高速ツアーバス等の夜間運行において、当該運行を行う事業者が次の(ア)から(イ)までに掲げる取組について実施せず、又は(ア)から(イ)までに掲げる取組のうち1つも実施していない場合であって、その一運行実車距離が400kmを超える場合

(ア) 遠隔地において当該運行の乗務前又は乗務後の点呼を電話により行う際、当該運行を行う事業者が、共同運行事業者その他の事業者（以下「共同運行事業者等」という。）と点呼時の立会いに関する契約に基づき、当該共同運行事業者等の運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）が運転者に立ち会っていること、当該運行を行う事業者の他の営業所の運行管理者等が立ち会っていること、又はITを活用した点呼（運転者が所属する営業所に設置した装置（以下「設置型端末」という。）及び運転者が持携する装置（以下「携帯型端末」という。）のカメラによって、運行管理者等が当該運転者の疾病、疲労等の状況を随時確認できるとともに、携帯型端末で撮影した画像及びアルコール検知器の測定結果によって運行管理者等が当該運転者の酒気帯びの有無について確認できるとともに、当該測定結果を運行管理者の営業所の設置型端末へ自動的に記録し、及び保存できる点呼をいう。）を行っていること

(イ) 当該運行の用に供される車両に道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第48条の2第2項の規定に適合するデジタル式運行記録計を装着し、当該運行を行う事業者がそれを用いた運行管理を行っているとともに、デジタル式運行記録計の記録に基づく運転者指導を行っていること

(ウ) 当該運行の運行計画において、当該運行の連続運転時間を概ね2時間以下とし、概ね2時間ごとに20分以上の休憩を確保していること

(エ) 当該運行を行う運転者の運行直前の休息時間が11時間以上であること

(オ) 当該運行を行う事業者が公益社団法人日本バス協会が実施する貸切バス事業者安全性評価認定制度に基づき、現に認定を受けていること

(ホ) 当該運行を行う事業者が参加する安全運行協議会（「高速ツアーバスに係る安全運行協議会の設置について」（平成24年6月18日付け、国自旅196号）に規定する安全運行協議会をいう。）が設置され、運転者の過労防止策等の安全措置が適切に実行されていることについて、旅行業者のスタッフ又はこれに準ずる者による調査が行われていること

(ト) 当該運行を行う事業者が高速バス運転者の育成プログラム（組織として体系的にバス運転者を育成することを明記したプログラムであって、経験年数別に座学・実技を含む研修の実施を含むものをいう。）を有し、それに従い運転者の育成を行っていること

(チ) 当該運行を行う事業者が映像記録型ドライブレコーダーを用いて、運転者指導を行っていること

(リ) 当該運行の用に供される車両に、衝突被害軽減ブレーキを装着していること

(ヌ) 当該運行の用に供される車両に、車線逸脱警報装置を装着していること

(ル) 当該運行の用に供される車両に、居眠りを感知できる装置を装着していること

(ヲ) 当該運行の運行管理を行う運行管理者等が24時間にわたって運行中は営業所に常駐して運転者を支援する体制を敷いていること

ニ. 高速ツアーバス等の夜間運行において、当該運行を行う事業者が上記ハ. の(ア)から(イ)までに掲げる取組の全ての実施状況及び(オ)から(リ)までに掲げる取組のいずれかの実施状況について、旅行業者等が当該運行に係る予約の受付を開始するまでにインターネット上に公表しない場合であって、その一運行実車距離が400kmを超える場合

ホ. 高速ツアーバス等の夜間運行について、当該運行に乗務する運転者の1日の乗務時間（当該運行の乗務開始から乗務終了までの時間をいう。以下同じ。）が10時間を超える場合

ヘ. 貸切バス（高速ツアーバス等以外の貸切バスをいう。以下この項において同じ。）の夜間運行において、その一運行実車距離が500kmを超える場合

ト. 貸切バスの夜間運行において、以下の(ア)又は(イ)のいずれかを満たしていない場合であって、その一運行実車距離が400kmを超える場合
(ア) 当該運行に乗務する運転者の1日の乗務時間が10時間を超えず、当該運行を行う事業者が上記ハ. の(ア)から(イ)までに掲げる全ての取組について実施し、上記ハ. の(オ)から(リ)までに掲げる取組のうちいずれかを実施するとともに、これらの実施状況を公表していること

(イ) 当該運行に乗務する運転者の休息期間及び休憩時間が次の(ア)から(リ)までの条件をいずれも満たしていること

(ア) 当該運行の運行直前の休息時間が11時間以上であること

(イ) 当該運行の運行計画において、当該運行の連続運転時間を概ね2時間以下とし、概ね2時間ごとに20分以上の休憩を確保していること

(リ) 当該運行の実車距離100kmから400kmまでの間に適切な仮眠施設（運転者が身体を伸ばして仮眠することのできる施設（車両床下の仮眠施設、リクライニングシート等の座席を含む）をいう。）で仮眠するための連続1時間以上の休憩を確保していること

② (略)

【参考】

運輸規則第21条第6項 (交替運転者の配置義務) 違反時の行政処分基準

交替運転者の配置義務違反	初違反	再違反
未配置5件以下	警告	20日車
未配置6件以上15件以下	10日車	30日車
未配置16件以上	20日車	60日車